

改正

昭和53年6月27日条例第10号

昭和54年4月2日条例第13号

昭和55年3月11日条例第10号

平成元年4月1日条例第7号

平成12年3月28日条例第23号

平成13年12月27日条例第44号

平成14年12月25日条例第21号

平成18年6月26日条例第24号

平成27年12月17日条例第34号

令和6年12月24日条例第26号

令和7年10月1日条例第31号

令和8年6月〇日条例第〇号

太子町立公民館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき太子町が設置する公民館について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
太子町立龍田公民館	太子町佐用岡388番地8
太子町立斑鳩公民館	太子町鶯1310番地1
太子町立太田公民館	太子町太田370番地3
太子町立石海公民館	太子町老原102番地1

(職員)

第3条 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第4条 公民館の休館日は次のとおりとする。ただし、特別の事由があるときは、教育長の承認を受けて、これを変更し、又は、随時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、その日が前号に当たるときは、その翌日とする。

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、斑鳩公民館の休館日は、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第22号）第5条に規定する休館日とする。

（開館時間）

第5条 公民館の開館時間は次のとおりとする。

(1) 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

(2) 午後5時以降において公民館の使用がない場合は、閉館することができる。

(3) 前2号の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、随時にこれを変更することができる。

（施設の利用）

第6条 公民館を使用しようとする者は、太子町教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当すると認められるときは、公民館の使用を許可せず、又は許可を取消すことができる。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) その他、委員会が使用を不相当と認めたとき。

（使用時間）

第7条 公民館の使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 使用時間の超過は、特に止むを得ない事情があり、公民館の運営に支障がないと館長が認めた場合にのみ許される。

（施設の使用制限）

第8条 公民館の使用の申し出が次の各号の一に該当するときは、その申し出を拒否し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 法令又は条例に定められた使用制限に該当すると認められるとき。
- (2) 虚偽の申し出であると認めるとき。
- (3) 許可なく午後9時を過ぎた使用であるとき。
- (4) 宴会を主目的とした集会と認められるとき。

(使用料)

第9条 公民館を使用しようとする者は、別表1に定める使用料を納入しなければならない。ただし、同表に規定する斑鳩公民館の使用料の収受については、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例に規定する使用料として取り扱うものとする。

- 2 使用料は前納しなければならない。ただし、年間を通じて定期的に使用するとき、使用者の願により町長は後納させることができる。

(使用料の減免)

第10条 町長が、特別な理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既に納入された使用料は返還しない。ただし、別表2に該当するときは返還することができる。

(使用者)

第12条 使用者は、その責に帰することのできる理由によつて公民館の設備その他の器具等を滅失又は、破損した場合は委員会が定める損害額を賠償しなければならない。

- 2 使用者は、公民館の使用を終了したときは、その使用場所及び設備を清掃、整頓し、館長に届出なければならない。

- 3 使用者は、公民館使用の権利を他人に譲渡又は、転貸してはならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年1月1日より施行する。
- 2 太子町公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年条例第21号）は廃止する。
- 3 太子町営造物使用条例（昭和32年条例第8号）のうち、公民館の使用に関する部分は、削除する。
- 4 この条例施行の際現に委員の職にある者の任期は委嘱の日より起算する。

附 則（昭和53年 6 月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年 4 月 2 日条例第13号）

この条例は、昭和54年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和55年 3 月11日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和55年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この条例施行の際、既に使用料を納入し使用の許可を得ているものについては、この条例により許可されたものとみなし、使用料の追徴は行わない。

附 則（平成元年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成12年 3 月28日条例第23号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年12月27日条例第44号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年12月25日条例第21号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月26日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例施行の際、この条例による改正前の規定により地番の刷込みがなされている帳票等で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができ、効力を有する。

附 則（平成27年12月17日条例第34号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年12月24日条例第26号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年10月 1 日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和8年6月〇日条例第〇号）

この条例は、令和9年7月1日から施行する。

別表1（第9条関係）

公民館の使用料

施設名	使用区分	午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
龍田公民館	会議室	700円	900円	900円
	和室	1,400円	1,800円	1,800円
斑鳩公民館	会議室	700円	900円	900円
	和室	1,400円	1,800円	1,800円
太田公民館	会議室	700円	900円	900円
	和室	1,400円	1,800円	1,800円
	調理実習室	2,100円	2,700円	2,700円
石海公民館	ホール	1,800円	2,400円	2,400円
	会議室1	700円	900円	900円
	会議室2	700円	900円	900円
	和室	700円	900円	900円
	作業室	1,200円	1,600円	1,600円
	調理室	2,400円	3,200円	3,200円

備考 1 上記の時間帯には、会場の設営及び後片付けに要する時間を含む。

2 公民館に登録している自主活動グループ又は団体の和室（石海公民館を除く）利用について、面積の2分の1に相当する使用は上記の規定による使用に係る使用料の10分の5に相当する額とする。

別表2（第11条関係）

返還することができる場合	返還する率
--------------	-------

(1) 天災その他使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。	使用料の100分の100
(2) 使用者が使用する日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。	使用料の100分の50
(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会において特別の理由があると認めたとき。	教育委員会が相当と認める率